

「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」
(平成 25 年 7 月 19 日・原子力規制庁解説書) より抜粋

滋賀県健康福祉部医務薬務課
同 防災危機管理局原子力防災室

1 安定ヨウ素剤の予防服用

- ① 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難や屋内退避等の防護措置と組み合わせて活用する必要がある。
- ② 放射性ヨウ素が体内に取り込まれた後に服用しても効果は極めて小さくなるため、適切なタイミングで速やかに住民等に服用させることが必要である。
- ③ 副作用の可能性があるので、留意が必要である。

2 配布・服用のための事前準備

(1) 区域別の対応

- ① P A Z (原子力施設から概ね 5km) は、地方公共団体が住民に事前配布し、P A Z 外は、地方公共団体が緊急時に備えて備蓄することを原則とする。
- ② P A Z 外において、避難経路途中で配布場所を設けることが困難、配布体制の準備に時間を要する等の状況により避難や屋内退避の際に迅速な配布が困難と考えられる地域や対象者等については、事前配布することも可能である。

(2) 情報伝達

- ① 安定ヨウ素剤の服用は、原則として、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体は、その判断に基づき、住民等に服用指示を出す。

(3) 購入と備蓄

- ① 備蓄数については、住民の人口分だけではなく、当該地域にある学校、会社の社員、旅行者等の一時滞在者の数も見込み、余裕をもった数の安定ヨウ素剤を備蓄しておくことが必要である。

- ② 備蓄場所については、緊急時に速やかに取り出し、配布ができるようにする必要がある。
- ③ 複合災害に備え、備蓄場所が集中しないよう方策を講じる必要がある。

【備蓄場所の候補】

- ・避難経路に面した公共施設
- ・避難所等
- ・学校、幼稚園、保育園等
- ・病院、福祉施設等
- ・保健所、保健センター等

(4) 住民への説明等

- ① 説明・周知に当たっては、安定ヨウ素剤の効果等と併せて、安定ヨウ素剤の予防服用は放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを低減する効果のみを有し、他の手段も含めた防護措置の一つであることを強調しなければならない。
- ② 住民向けには、一問一答形式等の分かりやすい資料を配付する必要がある。

(5) 配布方法

- ① 事前配布に当たっては、原則として医師による住民への説明会を開催することが必要である。
- ② 事前配布を行わない地域においては、以下のように配布場所や配布方法を事前に定めて準備を行い、住民に周知しておく必要がある。

【配布場所】

- ・備蓄場所と同じ、または、その近隣の施設
- ・住民が避難の際に容易に立ち寄れる所
- ・住民の人口分布等を踏まえて、配布対象者数や地理的な偏りがないように配布場所を指定する。

【配布方法】

- ・3歳未満の乳幼児対応として、集合場所や避難所等において薬剤師等が粉末剤を用いて液状の安定ヨウ素剤を調整できる体制を準備する。
- ・被ばくを軽減するため、避難する際に搭乗するバスや、屋内にある集合場所で配布する。

- ・住民が屋内に並ぶのではなく、屋内や車内で待機できるように配布場所を指定する
- ③ 備蓄している安定ヨウ素剤は、3年ごとに更新する必要がある。

3 服用方法

(1) 服用対象者

- ① 事前配布を行わない場合は、配布・服用の指示を受けた時点で、次の者を除いて、一時滞在者等も含めて当該地域に所在する全員が服用する。
 - ・服用不適切者
 - ・自らの意思で服用しない者
- ② 妊娠している者、授乳者は、新生児への影響を考慮する必要があるものの、原則的には服用対象者に含まれていることに留意する。
- ③ 40歳以上の者については、安定ヨウ素剤の服用に係る年齢との関係を理解した上で服用してもらうようにしなければならない。

(2) 服用回数・服用量

- ① 服用回数は原則1回とし、再度の服用がやむを得ない場合は、24時間の間隔を空けて服用する。
- ② 妊娠している者、新生児は原則として複数回の服用を避けなければならない。
- ③ 3歳未満の乳幼児への服用が必要な場合は、薬剤師等が粉末剤より調整した液状の安定ヨウ素剤を服用する。
- ④ 3歳以上13歳未満は、丸薬1丸、13歳以上は2丸を服用する。

4 緊急事態での対応

- ① 屋内退避の際に安定ヨウ素剤の配布・服用の指示が出た場合は、備蓄場所から家庭や勤務先等に防災車等により配布を行うことが望まれる。

そのような配布が困難な場合は、屋内退避から切り替わった避難の際に、配布・服用させることが適当である。
- ② 緊急時で服用する者のアレルギー等が不明な場合には、安定ヨウ素剤服用後、特に医療関係者、地方公共団体職員や家族が、しばらくの間（30分間が目安）、服用者の様態を慎重に観察する必要がある。

服用者の体調に異変が生じた際には、近隣に医療関係者がいる場合には当該医療関係者が処置を行い、医療関係者がいない場合には、あらかじめ定められた相談窓口にご相談し、医療機関に救急要請のための連絡を行う。